

監理技術者補佐制度の導入について

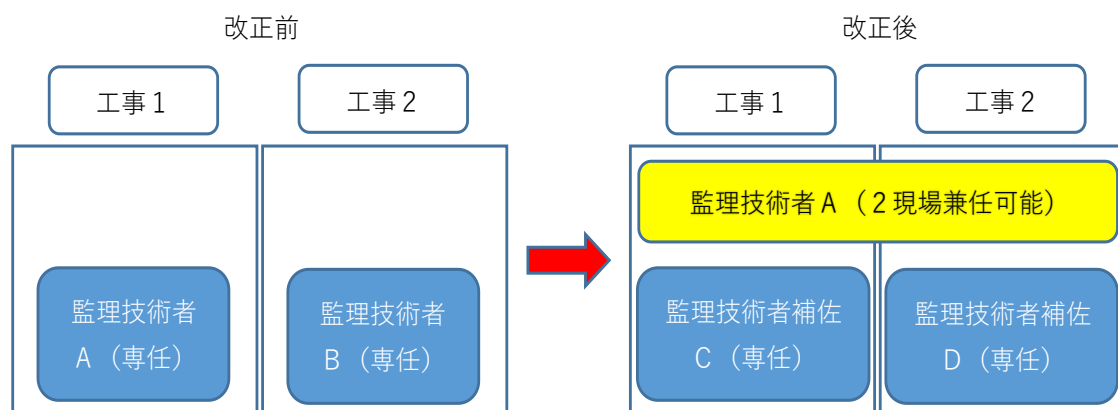
建設業法施行令の一部を改正する政令（令和2年10月1日施行）により，監理技術者の専任義務が緩和されました。これに伴い，本市においても監理技術者補佐を配置することで監理技術者が2つの工事現場を兼務できるものとします。

1 制度概要

監理技術者の複数の工事現場の兼務については，監理技術者補佐を1つの工事現場ごとに専任で配置することを条件として，2つの工事現場を限度に兼務が可能となります。

2 監理技術者補佐の資格要件

監理技術者補佐となるためには主任技術者の資格を有する者（建設業法第7条第2号イ，ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者，学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお，監理技術者補佐として認められる業種は，主任技術者の資格を有する業種に限られます。



- 3 本市において監理技術者の兼任を認める条件について次に掲げる条件を全て満たす建設工事に限り認めます。

- ・ 予定価格（税込み）が1億円未満であること。
- ・ 低入札価格調査を経て落札決定していないこと。
- ・ 発注者が兼任を認めない特殊な事情がないものであること。

- 4 取扱いを開始する時期

令和4年1月12日（水）公告分から運用を開始します。

なお、対象となる工事については、入札公告に監理技術者の兼任ができる旨を記載します。